

平成 21 年度定期監査の結果について（概要版）

1 事項

平成 21 年度定期監査の結果について
（監査対象年度 平成 20 年度）

2 監査の実施箇所

平成 21 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 236 箇所について箇所別の監査を行いました。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	5 0	4 8	2	5 0	0
地域機関	1 8 6	9 9	8 7	1 1 2	7 4
計	2 3 6	1 4 7	8 9	1 6 2	7 4

3 監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 （単位：件）

部局、各種委員会等に対する共通意見	部局、各種委員会等に対する個別意見
6	6 0

財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 （単位：件）

項 目	収入に関する事務	支出に関する事務	財産管理等に関する事務	手 当 の 認 定 事 務	事務管理体制	その他の監査項目	計
意 見 数	1 9	4 9	2 5	1 3	9	2 6	1 4 1

4 監査結果の意見に対する改善状況の把握

定期監査結果の意見については、21 年度末現在の取組状況について各部局等から報告を求め、改善状況を把握するとともに、引き続き、22 年度の定期監査で検証、確認していきます。

[共通意見]

(1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、130 億 8,248 万円（対前年度比 105.6%）と前年度に比べ 6 億 9,540 万円増加している。他に、企業会計の収入未済額が 2 億 623 万円（同 105.9%）となっている。

県税の収入未済額は、70 億 1,616 万円（同 108.9%）で、特に市町において賦課徴収される個人県民税が、50 億 4,954 万円（同 122.0%）と前年度より 9 億 1,048 万円増加している。地方分権に伴い、税源移譲が行われたことから、市町の収納促進への支援に一層取り組むとともに、収入未済の収納促進に努められたい。

また、各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や悪質な者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。

あわせて、各部局等の債権回収に係るノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。

また、債権管理に係る督促状の送付時期や延滞金の事務処理などについて、統一された取扱いとなっていない例があるので、公平性の観点から、事務処理などの取扱いを統一されたい。

[一般会計、特別会計]

(単位 : 円)

部局等	区 分	現年度 〔平成20年度〕 発生分	過年度 〔平成19年度〕 以前発生分	計
政策部	土地使用料	900	-	900
	小 計	900	-	900
総務部	県税	2,853,309,764	4,162,851,792	7,016,161,556
	県税加算金	21,891,700	28,972,580	50,864,280
	小 計	2,875,201,464	4,191,824,372	7,067,025,836
生活・文化部	中小企業従業員住宅家賃下料	-	44,121,292	44,121,292
	文化会館等使用料	-	902,010	902,010
	津高等技術学校授業料	28,800	-	28,800
	その他	-	314,000	314,000
	小 計	28,800	45,337,302	45,366,102
健康福祉部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	42,946,744	339,571,837	382,518,581
	生活保護費返還金	6,472,435	62,881,052	69,353,487
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	605,000	58,435,428	59,040,428
	児童措置費負担金等	12,915,097	59,412,071	72,327,168
	児童扶養手当返還金	961,840	18,459,171	19,421,011
	その他	1,121,654	2,879,210	4,000,864
	小 計	65,022,770	541,638,769	606,661,539

部局等	区 分	現年度 〔平成20年度 発生分〕	過年度 〔平成19年度 以前発生分〕	計
環境森林部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	212,309,618	1,299,761,651	1,512,071,269
	林業改善資金貸付金元利収入等	-	9,817,526	9,817,526
	その他	10,889	1,047,886	1,058,775
	小 計	212,320,507	1,310,627,063	1,522,947,570
農水商工部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	123,810,732	3,151,402,668	3,275,213,400
	測量談合に係る弁償金	-	123,290,677	123,290,677
	農業改良資金償還金収入等	11,642,393	43,094,561	54,736,954
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	2,220,000	25,152,894	27,372,894
	中央卸売市場使用料等	295,405	6,317,655	6,613,060
	県営サンアリーナ使用料	-	5,396,466	5,396,466
	その他	-	3,320,136	3,320,136
	小 計	137,968,530	3,357,975,057	3,495,943,587
県土整備部	測量談合に係る弁償金	-	171,882,245	171,882,245
	公営住宅使用料	4,077,343	23,859,131	27,936,474
	弁償金（公営住宅関係）	1,048,500	7,455,908	8,504,408
	道路・河川・海岸等使用料	1,100,053	5,105,278	6,205,331
	岸壁荷揚場その他使用料	1,208,085	58,404	1,266,489
	その他	2,339,324	5,230,945	7,570,269
	小 計	9,773,305	213,591,911	223,365,216
教育委員会	高等学校授業料	8,562,453	3,926,564	12,489,017
	高等学校等修学奨学金返還金等	20,057,439	31,558,331	51,615,770
	その他	11,972,883	723,596	12,696,479
	小 計	40,592,775	36,208,491	76,801,266
警察本部	放置駐車違反金	26,629,000	17,499,000	44,128,000
	弁償金（公用車）	-	247,800	247,800
	小 計	26,629,000	17,746,800	44,375,800
合 計		3,367,538,051	9,714,949,765	13,082,487,816
（参考）平成19年度合計		3,185,308,075	9,201,774,443	12,387,082,518

[企業会計]

（単位：円）

部局等	区 分	平成20年度末 未収金
企業庁	工業用水道料金	380,100
病院事業庁	患者自己負担金	205,855,253
合 計		206,235,353
（参考）平成19年度末未収金		194,704,356

(2) 業務委託契約

業務委託契約に関する事務については、例年、随意契約を中心に監査を行い、契約手続きの誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところである。

平成21年度も、随意契約のうち特命随意契約368件、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約など314件を抽出して監査を行ったところ、前年度と同様に、随意契約とする理由の記載が不十分なもの、予定価格が設定されていないものなど、改善を要する事務処理がそれぞれ143件、89件見受けられた。

引き続き、契約の競争性、公正性、透明性を損なうことのないよう、チェック機能を確保し、会計規則等に則った適切な事務処理に努められたい。

なお、県が締結する契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約による場合にはその根拠を明確にするとともに、随意契約による業務委託について、競争入札の可能性を引き続き検討されたい。

1 特命随意契約の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査件数	随意契約理由記載不十分等	予定価格未設定等	契約書の記載事項不十分等	個人情報保護規定不足等	履行確認不十分等	その他	計
政策部	23	1					2	3 (3)
総務部	30	2	6		2	6		16 (12)
防災危機管理部	9				2			2 (2)
生活・文化部	41	1	8	5			2	16 (16)
健康福祉部	43	1	2	3		3	5	14 (13)
環境森林部	23	1		1	3	1		6 (4)
農水商工部	47	3	6	2	5	4	11	31 (20)
県土整備部	30					5	1	6 (5)
企業庁	9		1			1	2	4 (3)
病院事業庁	17	3	2	1	3	1	1	11 (8)
教育委員会	80	3	8	6	4	2	11	34 (19)
その他	16							-
合 計	368	15	33	18	19	23	35	143(105)

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の()内は指摘した委託契約の実数である。

2 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）その他の委託の監査結果

〔改善を要する事務処理の件数〕

（単位：件）

区分	監査件数	随意契約理由記載不十分等	予定価格未設定等	契約書の記載事項不十分等	個人情報保護規定不足等	履行確認不十分等	その他	計
政策部	7				2	3	1	6 (4)
総務部	34		1	2	1	4	8	16 (12)
防災危機管理部	4			1			1	2 (2)
生活・文化部	15					1		1 (1)
健康福祉部	24					3	6	9 (6)
環境森林部	5					1		1 (1)
農水商工部	20				1		3	4 (3)
県土整備部	6				1			1 (1)
教育委員会	131	1	13	6	3	2	13	38 (26)
警察本部	37			2			9	11 (11)
その他	31							-
合計	314	1	14	11	8	14	41	89 (67)

（注）上記1「特命随意契約の監査結果」に同じ。

（参考）業務委託契約に係る契約方法別実績（実地監査対象箇所を集計）

区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
委託契約	件数 (件)	4,475	4,220	4,235
	金額 A (百万円)	16,254	15,333	16,100
随意契約	件数 (件)	3,875	3,336	3,220
	金額 B (百万円)	11,212	10,604	10,760
	比率 B/A (%)	69.0%	69.2%	66.8%
特命随意契約	件数 (件)	2,632	2,618	2,625
	金額 C (百万円)	8,646	7,253	7,609
	比率 C/A (%)	53.2%	47.3%	47.3%

「業務委託」とは、県がその権限に属する事業又は業務について、他の機関や一般人に依頼して行わせるものであり、調査研究委託、情報システムの開発・保守管理委託、施設の保守管理委託、イベントの開催委託などがある。

（ただし、ここでは緊急入所委託などの扶助費的な委託や、測量、設計、土質・地質調査、小規模修繕、除草業務委託等の工事費的な委託は除いている。）

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結することである。随意契約をすることができる場合は、金額が少額である場合など、地方自治法施行令第 167 条の 2、三重県会計規則第 73 条などに規定されている。

「特命随意契約」とは、随意契約のうち特殊な技術を要求する場合など、業務内容の理由等により特定の相手方を一者選定して締結する契約をいう。

(3) 公共工事等

平成20年度に契約した公共工事の件数は1,789件、測量調査設計の件数は1,354件となっている。

平成21年度の工事監査は、事務手続きや継続的に確認を行っている契約変更の手続きなどを中心に61件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが5件、事務手続きの不備に関するものが15件、契約変更手続きの不備に関するものが10件、その他の不備に関するものが7件など、改善を要するものが37件(前年度21件)見受けられた。

また、新たに測量設計業務委託について、工事監査と同様の視点で46件監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが3件、事務手続きの不備に関するものが2件、契約変更手続きの不備に関するものが4件など、改善を要するものが9件見受けられた。

今後、適切な事務処理の徹底を行うとともにチェック体制の強化、定期的な点検を行うなど改善を図られたい。

公共工事の事務処理については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく公共事業の情報の公表について、一部契約内容に関する公表が行われなかったことや、同法の趣旨に基づき制定した「一括下請負に関する点検マニュアル」による点検事務が適正に行われなかったこと、工事における受注者の資格審査が不十分だったことにより多数の職員が処分を受けている。

今後、こうした事案が二度と起きないよう職員研修などの充実を図り、職員の育成強化に取り組まれたい。

「公共工事」には、環境森林部、農水商工部、県土整備部(営繕室を除く)、企業庁が実施した工事を集計している。

〔改善を要する公共工事の事務処理の件数〕 (単位：件)

	監査 件数	当初設計に 関するもの	事務手続きに 関するもの	変更手続きに 関するもの	その他	計
平成20年度	61	5	15	10	7	37 (26)
(参考) 平成19年度	73	4	5	4	8	21 (16)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の()内は指摘した工事の契約の実数。

〔改善を要する測量設計業務委託の事務処理の件数〕 (単位：件)

	監査 件数	当初設計に 関するもの	事務手続きに 関するもの	変更手続きに 関するもの	その他	計
平成20年度	46	3	2	4	-	9 (8)

(注) 一件の測量設計業務委託で複数項目を指摘したものもある。

計欄の()内は指摘した測量設計業務委託の契約の実数。

なお、公共工事（県単公共工事）の増額変更の割合は、平成 20 年度は 55.7%と 19 年度の 53.2%に比べ 2.5 ポイント増加した。増減なしは 19 年度に比べて増加、減額変更は 19 年度に比べて減少している。

また、増額変更の割合別件数については、0～10%未満が 68.5%、10～20%未満が 19.4%、20～30%未満が 9.1%、30%以上が 3.0%となっている。

今後も引き続き、現場精査などを十分行い、当初設計の精度向上に取り組まれない。

〔公共工事（県単公共工事）の変更契約の状況〕

県単公共工事	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
増額変更	618	63.8	487	53.2	558	55.7
増減なし	154	15.9	168	18.4	238	23.8
減額変更	197	20.3	260	28.4	205	20.5
合計	969	-	915	-	1,001	-

〔県単公共工事の増額変更の割合別件数〕

県単公共工事	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
0～10%未満	351	56.8	306	62.8	382	68.5
10～20%未満	155	25.1	114	23.4	108	19.4
20～30%未満	85	13.7	49	10.1	51	9.1
30%以上	27	4.4	18	3.7	17	3.0
合計	618	-	487	-	558	-

（４）旅費

平成 20 年度の県外へ出張した旅費を中心に 586 件（海外出張 6 件を含む）を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

586 件の主な出張目的別内訳は、会議 77 件、視察 80 件、研修 199 件、大会 142 件、連絡調整 9 件、その他 79 件であった。

このうち、旅行命令簿に必要項目が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが 11 件、航空運賃の支払額が確認できる書類が旅費請求書に添付されていないものや、過払いなど精算手続きに関するものが 43 件、復命書の内容が項目だけとなっているものなど復命書に関するものが 42 件など、改善を要するものが 96 件（前年度 62 件）見受けられた。

旅費の執行にあたっては、各種規定に基づいた事務処理を行い、会計事務のチェック体制を一層強化し、適正な支出を図るとともに、必要性や業務に反映されているかなど、常に検証されたい。

〔旅費の監査結果〕

(単位：件)

区分	監査 件数	旅行命令時の 手続きに関するもの	精算手続きに 関するもの	復命書に関するもの	計
本庁部局等	226	3	6	5	14 (14)
地域機関	360	8	37	37	82 (71)
合計	586	11	43	42	96 (85)
(参考) 平成 19 年度	476	16	29	17	62 (53)

(注) 一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の()内は指摘した出張の実数。

(5) 扶養手当等の認定事務等

扶養手当などの支給に関する事務については、例年、手当の認定や事後確認に係る事務処理誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところであるが、本年度の監査においても同様に、認定事務や事後確認の不備などが見受けられ、支給額の算定誤りなどにより相当期間にわたる手当の戻入が必要な例もあった。

また、20年度については、事後確認の際に虚偽の報告を行うなど複数年にわたって手当を不正受給していた例も発覚した。

手当の支給に関する事務については、手当の認定及び事後確認時に提出書類の内容を複数職員により確認するなど、チェック機能の強化に向けて取り組むとともに、関係規定などに基づく適切な事務処理をより一層徹底されたい。

(6) 事務管理体制の強化と徹底

平成 20 年 12 月に平成 19 年度の国庫補助事業の事務費に係る全庁的な自己点検の結果が公表され、物品等の翌年度納入や旅費の補助目的外使用などの不適切な経理処理が発生していたことを受け、年度末の物品等の購入や国庫補助事業に係る旅費の執行について抽出して確認したところ、平成 20 年度については、不適切な事例は見受けられなかった。

しかしながら、支出事務について、旅費や手当の過払い、支払先の誤りや二重払いなどの不適切な事務処理があり、収入事務については、高等学校授業料の減免の際の減額調定もれや口座振替依頼の誤りによる歳入戻出、河川占用許可等に係る使用料の調定を約 2 ヶ月遡って処理しているなどの不適切な事務処理が見受けられた。

平成 22 年度から開始予定となっている「総務事務集中化」を控えているなか、内部統制の整備、チェック体制の確保に努めるだけでなく、会計規則等関係法規に基づき適切に処理するよう、各職員に法令遵守の徹底を図られたい。

【主な部局等個別意見】

政策部

1 地籍調査の促進

本県の地籍調査実施率は平成 20 年度末 7.74%で、全国平均約 48%よりも著しく低い。地籍調査は多大な経費と市町の人的負担を伴うため、急速な進展は望めない状況にあるが、調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の推進などが期待できる。県の施策の副指標である「地籍調査の実施市町数」は、20 年度目標値 20 市町に対し、実績値 18 市町で目標を達成していないので、休止、未着手市町の解消に努めるとともに、様々な手法により市町への支援を行うなど目標達成に向け地籍調査の促進を図られたい。（政策部 P10）

2 水力発電事業の民間譲渡

水力発電事業の民間譲渡については、平成 21 年 3 月に締結された「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、地域貢献への取組や、用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、関係部局と連携し、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に取り組まれたい。（政策部 P10）

総務部

1 「みえ行政経営体系」の運用による内部統制機能の強化

二重払いによる戻入や職員手当の過払いなどの不適切な経理処理が依然として散見されるほか、件数は減少しているものの、職員手当の不正受給などによる懲戒処分が発生しており、内部統制の整備、チェック機能の強化が急務となっている。

県では、「みえ行政経営体系」が有効に機能することによる内部統制の整備を期待されているが、平成 20 年度の職員基礎調査においては、未だ 20.5%の職員に当体系の理解が浸透していない状況である。

今後も、「みえ行政経営体系」に基づく取組と職員に対する意識の浸透を一層推進することにより、内部統制の機能が発揮されるよう努められたい。（総務部 P13）

2 県税等の収入未済

平成 20 年度における県税等（加算金を含む）の収入未済額は 70 億 6,702 万 5,836 円（対前年度比 108.5%）であり、前年度に比べて 5 億 5,653 万 6,430 円増加し、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 72.0%（前年度 64.2%）が個人県民税の収入未済であり、金額及び全体に占める割合とも前年度から大きく増加している。また、個人県民税については、徴収率も全国順位が 36 位と低位であり、県税の徴収における大きな課題となっている。

今後も、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、

併任職員の派遣や個人住民税の特別徴収の加入促進など、三重県地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援により、市町等との連携を密にして、税収確保の強化に努められたい。

なお、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。（総務部 P13）

防災危機管理部

1 危機管理に係る職員の意識醸成

平成 20 年度（2008 年度）実施の職員危機管理意識調査の結果によると、第二次戦略計画の基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は 74.6%であり、2008 年度目標値である 85.0%とは、10.4 ポイントの乖離がある。

また、危機管理に係るデータベースの内、「ヒヤリハット事例集」については、近年、新規の投稿が少なく、アクセス数も低調である。

県政運営のマネジメントのベースである危機管理は、職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであり、2010 年度目標値である 95%を達成するため、より一層職員の意識改善に取り組まされたい。

また、利活用の低調なデータベースについては、その原因を分析するとともに、システムの一層の利用促進を図られたい。（防災危機管理部 P20）

生活・文化部

1 新博物館の整備

新博物館の整備については、平成 19 年度に策定された「新県立博物館基本構想」に基づき、20 年度にはパブリックコメント、県民意見交換会等で寄せられた意見を反映した「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」が策定され、現在、この「基本計画」等に示された博物館の実現に向け、設計が進められているところであるが、建設費及び施設の維持管理費の低減も考慮するとともに、具体的な博物館活動や運営の仕組み等についても、県民や利用者とともに取り組まされたい。

また、新博物館の公文書館機能の整備にあたっては、歴史的な価値をもつ公文書を確実に収集、保存、活用ができるような環境整備を進められたい。（文化・文化部 P23）

2 緊急雇用・経済対策

県では、「三重県緊急経済対策会議」や官民一体となった「三重県経済危機対策会議」を設置し、雇用対策、経済対策、生活対策を柱に取組を進めているところである。

今後も、県政の最優先課題として、「平成 21 年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用機会の創出や職業訓練などの雇用対策、離職者に対する生活支援などの生活対策を迅速かつ総合的に進められたい。（生活・文化部 P23）

健康福祉部

1 障がい者の地域における自立への支援

重点事業の数値目標である「グループホーム等において、地域で自立した生活をしている障がい者数」の実績は、平成 19 年度に続き 20 年度も目標数値を下回っていることから、障がい者が地域で安心して生活することができるよう、グループホーム等の定員増加に向けた基盤整備の促進に引き続き取り組まれない。

また、本県の 20 年度の障がい者雇用率は全国ワースト 2 位であり、「三重県工賃倍増 5 カ年計画」に基づく取組を進めるなど、今後、一層、国や県の雇用担当部局と連携し、障がいの程度や能力、適性に応じた就労を支援されたい。（健康福祉部 P28）

2 三重県次世代育成支援行動計画の推進

平成 17 年 3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な次世代育成支援を推進している。目標については、県民の参画・協働に関連するものを中心に設定し、進捗状況を毎年確認し 21 年度目標の見直しをしているが、市町が実施主体である特定 14 事業については、20 年度の目標に対し達成していない項目も多くあるので、子どもを生ま育てやすい環境づくりの一層の推進のため、課題・問題を検証し、引き続き市町、関係部局等と連携して取り組まれない。（健康福祉部 P28）

環境森林部

1 R D F 焼却・発電事業のあり方

R D F 焼却・発電事業については、平成 22 年度以降も企業庁が地方公営企業の任意適用事業として運営していくことが望ましいとされたところであるが、企業庁と環境森林部が一体となって進めるため、運営体制の整理を早急に進められたい。

また、平成 29 年度以降の R D F 事業のあり方についても「R D F 運営協議会」に「あり方検討作業部会」を設置し協議を進めているところであるが、関係市町等と連携しながら、早期に方向性を定められたい。（環境森林部 P37）

2 浄化槽の法定検査

社団法人三重県水質保全協会において、検査依頼を受けながら法定期間内に検査を実施していない事例が発覚した。当該団体に対して是正指導を行っているが、再発防止に向けた改善策を早期に確立し、着実に履行するよう強く指導されたい。

また、浄化槽法定検査の結果、不適正とされた比率が 21.6%と全国比率 4.4%に比べ高くなっているため、市町や関係機関との連携により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図られたい。（環境森林部 P37）

農水商工部

1 土地改良施設の譲渡

県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用・排水路等の土地改良施設については、平成 18 年度末に 3 ヶ年計画（19～21 年度）を策定し、予定管理者である当該市町及び土地改良区に譲渡を進めているが、20 年度末現在で 190 地区が未譲渡となっており、計画どおり進捗していない。

引き続き、早期に譲渡できるよう計画的に進められたい。（農水商工部 P42）

2 鳥獣被害の対策と関係機関との連携

近年、野生鳥獣による農林水産業の被害が全国各地で発生し、問題となっている中で、県内においても、中山間地域での被害が深刻な問題となっている。

鳥獣被害対策として様々な取組が行われているが、関係部局が連携して生息数（密度）や生息域を把握し、被害防止について総合的に取り組むことが重要である。今後もより一層、市町や関係機関と連携を図りながら、効果的な鳥獣被害対策を進められたい。

（農水商工部 P42）

3 貸付金にかかる収入未済

中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めているものの、全ての貸付金で収入未済は前年度より増加しており、全体では 33 億 5,732 万 3,248 円と多額となっている。

このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向け更に取組を強化されたい。

また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金は、県に原資の一部を貸し付けている中小企業基盤整備機構の指針に基づき、債権の分類を行い、債権管理の方針を定めているが、今後も引き続きこの方針に則って適切な債権管理を行われたい。

なお、小規模企業者等設備貸与事業等にかかる（財）三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該財団法人における未収金は、昨年度より減少したものの、依然として 2 億 4,129 万 5,524 円が未収となっている。

回収の見込みの無い未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出していることから、未収金回収についての指導、支援に引き続き取り組まれたい。

（農水商工部 P43）

県土整備部

1 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域の指定について、平成 20 年度末現在、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち、土砂災害警戒区域の指定は 92 箇所であり、区域指定が大幅に遅れており、土砂災害危険箇所に対する区域指定の割合は、全国最下位となっている。また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定については、未だされていない。区域指定のための基礎調査を実施しているところであるが、引き続き、着実

に基礎調査を進めていくとともに、今後、区域指定にあたっては、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に実施されたい。（県土整備部 P52）

2 志登茂処理区の事業の円滑な推進

志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事において、請負業者による中間出来高検査の杭施工管理資料のデータ改ざんがあり、現在、工事を一時中断し、施工された基礎杭の品質確認試験を実施している。

施工管理の強化による再発防止の徹底とデータ改ざんにかかる経費や責任などリスクへの対策について、引き続き取り組むとともに、品質確認試験結果を確認し、安全対策の確保を行ったうえで、安全、安心で快適な生活環境を形成するため、早急に事業の再開を図り、着実な進捗を図られたい。（県土整備部 P53）

出納局

1 会計事務の適正化

会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところである。この結果、出納局検査における平成 20 年度の指導件数は 572 件（19 年度 643 件 11.0%減）と減少している。

しかしながら、一部の所属において指導件数が非常に多くなるなど、各所属における会計知識の不足に起因するケアレスミスが発生している。

今後も、これらの所属に対する巡回回数を増加するなど、サポート体制を強化するとともに、出納員、会計職員及び一般職員それぞれの事務処理能力の向上を図るための一人ひとりの習熟度に応じた OJT 研修等を強化するなど、適正な事務処理についての取組を進められたい。（出納局 P60）

企業庁

1 水力発電事業の民間譲渡

水力発電事業の民間譲渡については、平成 21 年 3 月に締結された「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、地域貢献への取組や、用地及び設備等の課題解決が譲渡の条件となっているため、譲渡交渉先や関係機関との協議を引き続き進め、課題の着実な解決に取り組まれたい。（企業庁 P61）

2 R D F 焼却・発電事業の運営形態と R D F 処理料

R D F 焼却・発電事業については、水力発電事業の附帯事業として運営していく位置づけがなくなる平成 22 年度以降も、企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営していくことが望ましいとされたところであるが、企業庁が運営していくにあたっては、法令上の整理や運営体制等についての課題を解決する必要があるため、早急に関係部局との検討を進められたい。

また、RDF焼却・発電事業の20年度から28年度までの収支不足見込額については、県と市町で2分の1ずつ負担することとしているため、収支不足見込額が計画より増加し、市町や県の負担が増えることのないよう、効率的な事業経営に一層努力されたい。

なお、平成29年度以降のRDF事業のあり方についても、引き続き、関係部局等と連携しながら、早期に方向性を定められたい。(企業庁 P61)

病院事業庁

1 新たな経営計画の策定及び医療スタッフの安定確保

平成21年2月に、知事から各病院の経営形態の変更などを内容とする「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」が示され、現在この基本方針(案)について議論を深め検討を進めるため、「病院の姿」可能性詳細調査等が行われている。

病院事業庁においては、基本方針が決定された際には、その具体化に向けた対応策を盛り込んだ「新たな経営計画」をすみやかに策定されたい。

また、不断の経営改善に努めるとともに、関係機関との連携により医師等の確保を図り、安定的な医療の提供を行われたい。(病院事業庁 P64)

教育委員会事務局

1 障がい者雇用の推進

教育委員会における平成20年6月1日現在の障がい者雇用率は1.57%と、前年度に比べて0.22ポイント向上しているが、「身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画」に設定されている法定雇用率2.0%が達成されていないので、一層、積極的な雇用に努められたい。(教育委員会事務局 P71)

2 学力及び体力・運動能力の向上

「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、全国平均を下回っている項目が多くあるので、内容の分析を進め、児童生徒の強み、弱み等を的確に把握したうえで、関係機関との連携を密にし、より一層、授業改善のための研究や、指導方法・評価方法の工夫改善の支援等を充実させるなど、学力及び体力・運動能力の向上を図られたい。(教育委員会事務局 P72)

警察本部

1 警察活動基盤の強化と犯罪の抑止

平成20年の刑法犯検挙率は26.2%であり、前年と比べて5.2%低下しているので、地域との連携をより密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まれたい。

また、団塊の世代の大量退職が進む中、これまで培ってきた捜査技術・手法を次世代へ確実に継承し、警察の組織能力を維持、向上させるなど警察活動基盤の強化を図られたい。(警察本部 P84)